

幕末岡田家の大井村小作地支配についての基礎的研究

天野 彩

はじめに

本稿では、岡田家の大井村小作地をとりあげる。

岡田家の持高は、元治元年（一八六四）に三一八・七三七石、宛口高では慶応元年（一八六五）六五五石余ということだが⁽¹⁾、そのなかで大井村小作地は、元治元年に持高九七・四六石（宛口高一八二・二五石）、慶応元年の宛口高は一九一・八九石（持高九七・四六石）と⁽²⁾、全体の約三割にあたる。この大規模な小作地は、幕末にまとまって形成されたものであるが、その規模からしても幕末岡田家の経営のなかで大きな位置を占めているといえる。大井村の場合は、地理的に比較的隔たっているという事情等から、自らが庄屋を務める居村の岡村や、それに準じる藤井寺村での地主経営とは違い、「出作」＝他村地主として、小作地や大井村と関わっていくことになる。

ところで、大井村での小作管理に関しては、佐々木潤之介氏が言及している⁽³⁾。佐々木氏は、幕末期畿内豪農の典型として岡田家の経営を分析した論考中、「補論」で大井村についてとりあげ、「支配人」が提出したとされる、安政五年（一八五八）～慶応三年（一八六七）までの「勘定帳」⁽⁴⁾を分析している。そこでは、①慶応年間にかけて宛口高が増大していくこと、②小作人は宛口高が四石（八石のものもあり、比較的大規模な小作をおこなっていたこと、③小作料が高率であることと、それに対応して「免」も高率となっていること、④綿作の展開と地主小作関係の展開は、小作料に関する限り、直接関連はないこと、⑤小作地の管理は「支配人」が行っていること、⑥地主からの賑恤関係経路には、支配人ではなく「小

作人物代」がなつていたこと、⑦地主の高利貸的恣意は村役人や小作人懃代の存在により、おそらく制約されていたであろうことが指摘されている。

本稿では、一橋大学図書館所蔵の岡田家文書に含まれる、大井村小作地関係の帳簿等を中心に分析する。現在岡田家文書には、佐々木氏が分析した史料に加え、新たに岡田家から寄贈された史料が多い数あり、岡田家について新たな分析結果が得られる余地は十分にある。大井村小作地関係の史料も、新たに発見されたものがある。（管見の限りのものは、【表3】にまとめた。）これらの帳簿は、弘化三年（一八四六）以降に散見されるようになり、明治期以降も継続して作成されているが、ここでは、弘化三年から明治五年ごろまでのもの扱う。それにより、岡田家全体の経営のなかでも重要な位置をしめるにふさわしい大井村小作地の、形成過程、経営方法などの、具体的様相を明らかにすることを主な目的とする。その過程で、村外地主である岡田家が、他村地主として大井村とどのような関わっていたのか、ということも明らかとなるであろう。

また、大井村については、藩政史料は未発見⁽⁵⁾、地方庄屋文書も幕末から明治にかけてのものが、わずかに残っているにすぎないという⁽⁶⁾。岡田家文書の史料を分析することにより、伯太藩と支配下の村々との関係の一端や、岡田家と伯太藩との関わりにも言及する。

一 大井村と岡田家についての概要

河内国志紀郡大井村は、現在では大阪府藤井寺市に属する（【図】参照）。大井村は、正保郷帳の写しとみられる河内国一国村高控帳によれば、一六八石余だが、宝永元年（一七〇四）の大和川付け替えにより、一三七石余を川敷地として失い、元文二年（一七三七）の河内国高帳では九三〇石余である（【表1】）。

天保十四年（一八四三）の「河内国志紀郡大井村明細帳」によれば、高持三十九軒、無高百三十一軒、計百七十軒、村民七百十六人。慶応元年（一八六五）の「助郷につき村高書上」⁽⁸⁾には、若干家数・村民が減り、百四十五軒、人別六百二十五人となつており、かなり規模の大きい村であることがわかる。

そのうち、岡田家の小作地は、慶応年間に約一〇〇石弱であったから、大井村全体の約一一%を占めていた。

支配関係では、もと幕府領であったが、寛文元年（一六六一）大坂定番渡辺吉綱領（のちに伯太藩となる）となつた。廢藩置県以降、伯太藩は伯太県とされ、さらに堺県へ編入となる。

ところで、宝永元年大和川付け替えにより、大井村は新大和川を隔てて川北・川南に分断された⁽⁹⁾。特に、川南地は上流からの土砂によつて河床が高まつたことが原因となり、水流の排泄不良が引き起こされた。豪雨時には浸水被害が頻発するようになるが、分析した慶応四年（一八七八）にも水害が発生し、岡田家小作地も川南地を中心に甚大な被害を受けている。

岡田家と大井村・大井村村民との関わりは、おそらくとも延享二年（一七四五）までに貸借関係が成立していることが、「万覚帳」から分かる。以来、断続的に岡田家が貸付を行つてゐることが確認できる。ここでは、十分に取り上げることが出来ないが、嘉永二年（一八四九）に、岡田家が四貫目の肥し代を小前を相手に貸し付けていふことや、年不詳であるが、伯太役所宛てた伯太藩の村々の公銀の返済覚書も存在し⁽¹⁰⁾、大井村と岡田家が、恒常的に貸借関係を結んでいたことが、小作地形成の前提となつていた。

さらに岡田家は、大井村を支配する伯太藩にも資金を融通していふ。具体的には、岡田家は伯太藩江戸表賄い金を送金しており（管

見の限り嘉永六年が最初で、慶応年間まで継続している）、この働きにより安政二年に五人扶持を得てゐる⁽¹²⁾。一例として、慶応三年（一八六七）の月賄い金仕送りの際の、伯太藩支配の村々と、伯太藩渡辺家の家中の両方から差出された証文を以下にあげる。

【史料1】「岡」B、A 23, 440

御仕送金證文之事

一金三千両也

右之通り此度江戸表月賄之内御仕送り下シ金御承知被下追と受取借用申處實正也然ル上返済之儀者収納米代銀ヲ以追々振込年々十二月限り月七朱半之利足相添元利共無滞急度返済可申候為後日證文仍而如件

慶應三卯

渡邊丹後守内

西野東作印

石井新之助印

山中糸治印

松浦久太夫印

出府ニ付無印

加藤直紀

西川左十郎印

野々村倫右衛門印

引籠ニ付無印

下村察右衛門

出府ニ付無印

武元二兵衛

長坂九郎右衛門印

白江太平次印

岡田伊左衛門殿

岡田伊左衛門殿

【史料2】同前⁽¹³⁾

差入申約定證文之事

一金三千両也

右者領主江戸表江御月賄御下金之内此度其元殿へ御引請相成候
段銘々承知仕候處実正也返済之儀者泉河御収納物為御任ニ相成
候ニ付十二月二十日限無滞其年切速ニ勘定仕立申候尤右等之儀
者領主地方役不残御其役迄御承知之儀ニ付少シ茂為滞申間敷萬
一御勘定行届不申節者村々引受無滞返済可申候為後日約定證文
依而如件

慶應三卯年四月

泉州郷惣代大庭寺村

庄屋

山内長左衛門印

同断逆瀬川庄村屋

上野善右衛門印

河州郷惣代国府村

庄屋

浅野吉太朗印

同断北木本庄村屋
樋口通三郎印

同断大井庄村屋

畠歩、筆番号、「分米」＝石高、宛口高、「下作人」＝耕作者がし

【史料1】【史料2】の傍線部にあるように、領主が「江戸表月賄金」として借用した金三千両の返済を、支配下村々の年貢（代銀）で返済すること、年貢で賄えない場合には村々が弁済することの二点が約束されている。なお、別の年に家中から差出された借用証文には「八月々三分一銀初其餘収納米代銀を以追々振込」⁽¹⁴⁾とされており、主には年貢の三分の一をあらかじめ銀納する「三分一銀」が返済にあてられていた。

いずれにせよ、このように、大井村と岡田家の間に貸借関係があるのみならず、領主と岡田家との間にも貸借関係があった。その返済には年貢があてられ、不足が生じた場合には、村によつて弁済することが定められており、藩の負債を、村がいわば肩代わりするかたちになつっていた。

二 大井村小作地の形成について

以上のような大井村・伯太藩・岡田家三者の関係を前提として、岡田家の大井村小作地は形成された。（石高の推移は【表2】に示した。）大井村小作地について、岡田家文書には、高反別・小作人・作徳米納入状況などを記した帳簿がいくつか残されている。それを整理し【表3】に示した。

このうち最も早いものは、弘化三年（一八四六）の「伯太領大井村寅之祐田地高反別仕分帳」⁽¹⁵⁾である。これは、筆ごとに字名、反畠歩、筆番号、「分米」＝石高、宛口高、「下作人」＝耕作者がし

るされたものである。（表紙には嘉永三年二月の日付で、大井村の兼帶庄屋も務めた麻野和左衛門が改めたとある。このときに筆番号、「下作人」などが書き加えられたようである。）

これと類似の形式の帳簿は、続いて、嘉永三年（一八五〇）、同五年（一八五二）、嘉永七年（一八五四）、明治五年（一八七二）、明治八年（一八七五）に作成されている。これらの帳簿の照合により、岡田家小作地の所有状況が、どのように推移していったのかを知ることが可能になる。その反歟歩の推移をまとめたのが、【表4】【表5】である（ただし、高・宛口は【表2】の数字とは必ずしも一致しない。その理由については未詳）。

【表4】に明らかにように、弘化三年のものに記されているまとまつた田地群を基礎として、その後の記載が推移していることが分かる。つまり幕末に岡田家が所持した大井村小作地の起源は、弘化三年の田地であるということができる（これを弘化三年帳簿の表題からとて、「寅之助田地」と呼ぶことにする）。

次に、岡田家が「寅之助田地」を、所持することになった経緯について明らかにしよう。その経緯は、安政二年（一八五五）に大井村の甚八、与市兵衛が、領主である伯太藩に宛てた歎願書に見ることが出来る。

【史料3】「岡」 C、9·14·15

乍恐書附ヲ以歎願奉申上候

御領分河州志紀郡大井村

願人

同断

與市兵衛印

相手同村
仁兵衛

同断
源兵衛

一弘化年中同村寅之助田地伯太村幾太郎持ニ相成候節往古より無之所持高新規高戻しニ相成地主之者共拾人苦病仕居候義達御上聞
二厚以御憐愍去ル戌年右幾太郎地御引上ヶ拾人之者共へ被為
〔欠字〕御下成下重と難有一同御請御禮書調印ヲ以奉申上候其後銘々田地切分ケ之義も一和仕御上納七拾貫目ニ拾貫目差添都合八拾貫目ト相立右相手甚兵衛ト三人引請増銀外七人へ割渡七年之廉より私共三人へ無申分御田地相任セ候ニ付仁兵衛ト三人熟談之上右銀御拝借六貫目之外他借仕年ニ利足銀ハ勿論并諸入用其節ニ銘々割出可仕之處仁兵衛死後介添弟源兵衛義手元不如意ニ付融通六ヶ敷間私共扣置吳候様出銀度毎ニ相願候ニ付同村之義実意ト差心得相扣置猶分作之田地ハ先仁兵衛相對通手作仕居別紙帳面之通勘定立會之義も度と罷在候第一御拝借上納猶更其節ニ借入先キ近年不作續キ藩德利勘定ニ難相立段々銀高ニ相成申候ニ付源兵衛三人申談村方市兵衛相願手元可成ニ相成迄岡村伊左衛門殿へ所持致被下候様段々懸合候六ヶ敷隣村之義ニ付御承知被致下昨寅年より伊左衛門殿譲り仕借用方差賄ニ及度奉存候ニ付萬事三人相談之割合銀持參仕候様旧冬より程々掛合仕候處之迄數度相願候扣銀之儀ハ振捨人道ニ無之事ヲ申喜御憐愍之廉亡却仕候成不實意而已申掛是迄取替仕割合銀辻今更不承知之

趣申張何共難ヶ敷当惑仕候ニ付崖懃下方ニ而可仕様無御座候奉
恐入候御儀三候得共相手両人御召出シ被為〔欠字〕成下以前ニ

相基キ前約之通損賦割合出銀仕候様仰付被為〔欠字〕成下度乍

恐奉願上候右之趣御聞濟被為 成下候ハ、廣大之御慈悲難有奉
存候

之様ニ承リ 左様之始末被致候而ハ亦々村中後難之程如何敷奉
存候 此段奉恐入候

…

〔史料3〕によれば、弘化年中「寅之助田地」は伯太村幾太郎が
所持したとある。

寅之助および幾太郎が何者であるかは判然としないが、安政三年
(一八五六年)「村用願書写」⁽¹⁶⁾には次のようにある。

【史料4】

一庄屋奥印之儀先年寅之助ヲ諸方へ譲り渡し并質物差入之節 橫
道之始末仕置候ニ付 夫々村中難渋之者共數多御座候 猶亦兼
帶庄屋御免之節 村方奥印之儀ハ役人立会之旨被為 仰付 然
ル処何か承候ハ、不筋之奥印等も有之其節ハ外役人も相談も無

安政弐年 卯十一月 願人 甚八(印) 與市兵衛(印)

伯太 御役所様

この史料は、安政三年村方騒動の際のものである（詳細は後述す
る）が、百姓惣代らが庄屋の不正を訴える文脈の中で、「寅之助」
にも言及している。

「寅之助田地」は、ここに示されている、「諸方へ譲り渡し并質
物差入」された田地ものと考えられるが、その結果「村中難渋之者
共數多」い状況になった。その原因是、「譲り渡し并質物差入」の
際、役人の立会を経ず奥印した、庄屋の不正な行為であると糾弾さ
れている。これは【史料3】の「往古々無之所持高規高戾しニ相
成地主之者共捨人苦病仕居候」という状況と一致する。

これをふまえて【史料3】の内容を読み進めるに、嘉永三年、「寅
之助田地」は、伯太藩により幾太郎から引上げられ、上納銀七十貫
目（それに十貫目を加え、全部で八十貫目）と引き換えに、おそらく元の「地主ら」へ下げ渡された。これは、大井村の元地主等から
藩への歎願により、実現したようである。

地主は十人いたが、田地と八十貫目は仁兵衛、甚八、与市兵衛の
三人に任されることとなつた。それに付随して、上納銀の内拝借と
なつた六貫目と他借の利足銀、さらに村方への諸入用は、三人で分
担することと決まった。仁兵衛が死んだ後は、その介添である弟の
源兵衛が手元不如意のため、仁兵衛分の割合銀を、甚八と与市兵衛
がかぶつっていた。その割増銀を、仁兵衛の跡をついだと思われる「仁
兵衛」と介添の源兵衛が踏み倒そうとしたため、この嘆願書では甚
八・与市兵衛が二名を訴えている。

その契機となつたのは、この三人から「寅之助田地」の所有が移
動したことである。つまり「近年不作續キ藩德利勘定ニ難相立段々

銀高ニ相成申候」状況で上納と他借の返済が困難となつたのである。

う、甚八、与市兵衛、源兵衛が相談し、一時岡村伊左衛門に「寅之助田地」を質入れこととなつた。さらにその後嘉永七年（一八五四、

十一月から安政に改元された）には、伊左衛門へ譲り渡し、借金の返済に充てられる事態となつたので、同年冬以来割合銀の精算をしようとしたが、源兵衛・仁兵衛は甚八と与市兵衛に肩代わりしても

らつていた、割合銀をなかつたことにしようとした、というのが訴

人の主張である。

ここから分かることは、「寅之助田地」は、大井村地主十人の手から、弘化年中伯太村幾太郎の手に渡つて、村外地主の所持となつたこと、嘉永三年に伯太藩の介入により、村へ取り戻し、その後は仁兵衛、甚八、与市兵衛の三人の所持としたこと、しかし伯太藩からは、岡村の岡田伊左衛門へ譲り渡されることとなつた、ということである。

さらに帳簿類から、この経過の裏付けをとつてみよう。前述したように、「寅之助田地」の高反別等が書付けられた帳簿は、弘化三年、嘉永二年、嘉永五年、嘉永七年、明治五年、明治八年に作成されている。

このうち、岡田家が帳簿の作成に關係していることが明らかなのは、嘉永五年「大井村領小作引請印形帳」⁽¹⁷⁾が始めである。

それ以前の弘化三年・嘉永三年のものの作成には、岡田家の関与は認められないで、岡田家の所持となつた際に引き継がれたものであろう。嘉永三年の帳簿の一つには「御下田地」⁽¹⁸⁾とあるが、これは伯太藩から下げ渡された田地を意味し、【史料4】を裏付けるものである。なお、これによれば、一部の田地は「勘四郎」へ譲られたとある。

嘉永五年の「大井村領小作引請印形帳」は「与一兵衛口」「仁兵

衛口」「甚八口」の字、高反別（令宛口）及び朱書きによつて作人が書付けられ、さらに末尾には、次のような証文が記載されている。

【史料5】「岡」 C、46.7.1

右之通我不共小作仕候處實正也然ル上者御藏米精々村方相納メ残米之儀者御直段ヲ以極月廿日限無滯御年貢勘定ニ及可申尤我オ引受之内ニも分作為致候者も有之候得共聊未進本為仕間敷万一相滯候ハゞ銘々引受速々勘定仕立可申候為後日之請眞印形如件

嘉永五年 子三月 大井村小作人

同村 同断

与一兵衛印

岡村

同村 同断

仁兵衛印

岡村
伊左衛門殿

甚八印

【史料3】には、岡田家に田地が譲り渡されたのは、嘉永七年とあつたが、【史料5】からは、嘉永五年の段階で、実質的には岡田家の小作地となつていたことが明らかとなる。与一兵衛（与市兵衛）、仁兵衛、甚八の三名は、嘉永三年以来これら田地を所持していたが、嘉永五年には、実際の耕作者である「分作為致候者」を管理し、未進の場合は自らが引受けけるという立場で、岡田伊左衛門の「小作人」となつているのである。

さらに、嘉永七年には「寅之助田地」は岡田伊左衛門に譲り渡されたが、この前後に、「大井領田地取調帳」⁽¹⁹⁾と題した豎帳と、与市兵衛、仁兵衛、甚八がそれぞれ作成した横帳⁽²⁰⁾が残っている。前者は、「甚八殿分」「与市兵衛殿分」「仁兵衛分」のそれぞれに、筆の字・反畝歩・分米・宛口さらにその合計が記され、分米高の上には「引合」の印が押されている。

一方、後者は三人分がそれぞれ一冊ずつの横帳に記され、裏表紙には「松宮甚八分」「松邑仁兵衛」「永野与市兵衛」と署名があり、彼らが譲渡にあたって、岡田家へ差し出したものと考えられる。なお、三冊はひもでくくられている。名寄せ形式で字・宛口が記され、前者と同様、一筆ごとに「引合」の印が押されている。この二種類の帳面（あるいは他にも存在したかもしれないが）は、譲渡しに伴つて、岡田家が全田地・小作人および屋敷地を把握するため作成されたものであろう。

これらの事実を考え合わせると、藩への上納銀と（岡田家に対するものとは明記されていないが）他借銀がかさみ、岡田家への返済が滞ったことが原因となつて、嘉永七年の譲渡以前の嘉永五年には、岡田家が「寅之助田地」に関与するようになつた。この段階では、元地主の甚八、与市兵衛、仁兵衛は、岡田家の小作人となつてはいるが、年貢の上納、不足の際の補完は、彼ら三人が請負うとある。未だ三人の影響力が大きいことを示している。

それに対して、嘉永七年以降は、名実共に「寅之助田地」の所有は岡田家に移つたことができる。これ以降の高反別を書き付けた帳簿は、慶応四年（一八六八）の大和川氾濫による水害までは作成されないし、土地も元地主三名の持ち分ごとではなく、川南・川北・屋敷地の三種類に分類されるようになる。また、小作地の管理者も、甚八、与市兵衛、仁兵衛から、岡田家支配人へと変わる。

三 岡田家の大井村支配について

1 小作人から支配人への変化

このように、大井村の岡田家小作地は、おそらくは嘉永五年にまでは質入れの形で、岡田家が関与するようになった。嘉永三年に伯太藩より下げ渡されて以来、土地を所持していた甚八、仁兵衛、与市兵衛は、それに伴つて「小作人」となり、引き続き直接耕作者の管理を行つていた。

これをさらに裏付けるのが、「下作宛口帳」である。「下作宛口帳」は、岡田家の岡村及び他村の自作地・小作地の総体を記した史料であるが、佐々木氏が分析に用いたもののほかにも、新たに整理された岡田家文書中に、新出のものが多数存在し、今後佐々木氏の分析期間よりも、かなり長い期間で岡田家地主小作経営の展開を、明らかにすることが可能である。

そのなかの、嘉永四年まで「下作宛口」の大井村の項には、「寅之助田地」の田地の記載はなく、わずかにそれ以外の田地が数筆記されているのみである。嘉永四年を例に挙げると、石高三石一合、宛口高四石四斗の一筆、その作徳銀十二匁五分の記載だけがある。

それが、嘉永五年以降、「小作人」の甚八、仁兵衛、与市兵衛三人よりの作徳銀の記載が始まつていて、【史料5】にある「分作為致候者」やその耕作地、宛口高等の記述はない。従つて、岡田家は、「小作人」を間に挟んで、間接的な小作地の管理を行つていたにすぎなかつたと考へることが出来る。

それが変化するのは、嘉永七年（安政元年）の伊左衛門への田地の譲渡し以降である。

安政元年以降慶応年間までは、土地・小作人の引き継ぎに用いら

れたのである。前述の二種類の帳簿⁽²¹⁾をのぞくと、大井村の小作地に関連するものでは、①「年々御免控帳」（安政元～慶應二年）、②「已年宛口植附扣」（安政四）、③安政五～文久三年までの年号のみで表題は無いが佐々木氏により「勘定帳」に分類されていた横帳、④表題に「勘定帳」とある横帳（元治元～明治五年）⁽²²⁾の四種類の帳簿が作成されている。このうち「已年宛口植附扣」以外は、

継続して、同一の帳簿に記載され、または内容から同系統と考えられる。このうち①②④の作成者は「岡田家支配人」となっている。また、「下作宛口帳」の記載は、安政元年以降名寄形式に変化し、文久二年まで継続する。このことから、小作地の管理者は「支配人」市兵衛に替わり、岡田家の大井村小作地支配の質も、より直接的なものへ変化していることが分かる。

これらの変化は、岡田家の「寅之助田地」を原型とした大井村小作地に対する所有形態の変化に対応している。

2 支配人の性格とその支配の変化

「支配人」について、佐々木潤之介氏は⁽²³⁾、「川南を市兵衛が、川北を嘉平治が担当し、小作地・小作人を管理していたものである。嘉平治は、川北で最大の小作人」であるとあり、「村方諸入用を村に支払い、諸経費を精算して、岡田家に報告するとともに、小作米・銀をおさめた」存在だと指摘している。また、支配人は「小作人支配の要」であり、「地主からの賑恤関係の経路」になつた「小作人惣代」とは別の人格・別の役割をもつ対照的な存在とされる。

大井村支配人の「市兵衛」と「嘉平治」については、この二人は親子であり⁽²⁴⁾、元治元年（一八六四）以前は市兵衛のみ、元治四年（明治四年）（一八七一）までは、市兵衛と嘉平治の連名、明治四年以降は嘉平治のみが、大井村小作関係の書類に署名している。従つて、役割分担はあつたかもしれないが、それぞれが独立して役目を

果たしていたわけではない。むしろ、【表2】に明らかのように、元治元年～明治四年のあいだは、大井村小作地の石高が百石近くあつた時期であり、管理の都合上、二人支配人を置く体制をとつたと考へられる。

市兵衛は大井村村民であるが、【史料3】中に「近年不作續キ藩徳利勘定ニ難相立段々銀高ニ相成申候ニ付源兵衛三人申談村方市兵衛相願手元可成ニ相成迄岡村伊左衛門殿へ所持致被下候様段々懸合候」とある。甚八、与市兵衛、仁兵衛介添え源兵衛が、市兵衛に話を持ちかけたことが、大井村小作地形成のきっかけとなつたという経緯がある。

嘉永五年「下作宛口帳」⁽²⁵⁾の大井村の項にある、借用銀の精算をしていると思われる張り紙には、「市兵衛甚八外二人 バ立會勘定處也」とあり、さらに、嘉永二年の村借による肥し代貸付にも関与しているようで、返済の延引を詫びる証文に、市兵衛が取りなしたとの文言も見られる。このように、市兵衛は大井村あるいは大井村村民と岡田家が貸借関係を結ぶ際、その仲立ちをしていると思われる。

以上のことがから、市兵衛はもともと、岡田家と大井村が貸借や譲渡等の契約を結ぶとき、その窓口となつたり、処理を行つていて、嘉平治はその役割を引き継いだと考えられる。その立場上、「寅之助田地」の質入れ・譲りの斡旋をし、さらにその管理を任されることになったと考えられる。なお、両名岡田姓であるが、あるいは岡田本家と親類縁者である可能性もある。このように「支配人」、三名に「小作人」と比べ、より岡田伊左衛門に近い立場にある人物である。

さて、前出の①「年々御免控帳」（安政元～慶應二年）、②「已年宛口植附扣」（安政四）、③表紙に安政五～文久三年までの年号のみが記され「勘定帳」に分類されていた横帳、④表題に「勘定帳」

とある横帳（元治元～明治五年）の性格について、少々言及しておく（③④は佐々木氏が分析に使用）。

②は名寄せ形式で字・宛口高・耕作人を記し、田・綿の区別を朱で書き加えたもの。「支配人市兵衛」の印がある。④は①の一部分を抜き出し、市兵衛から岡田本家へと渡されたものである。④が作成され始めた時期と、ほぼ軌を一にして、文久三～明治七年までの「下作宛口帳」では、大井村の項の記載は、それ以前の名寄せ形式から、「市兵衛^タ受取」の形でごく簡単な記載となっている。やや詳細な記載が有る場合（明治七年）も、「右者大井村嘉平治^タ書立候勘定ニ依ル」とあり、支配人が提出した「勘定帳」がもとにになっている。

つまり、安政元年以降、「小作人」三名から支配人が小作地を管理する体制にうつったが、その後も大井村小作地支配の在り方は、文久二年までは、岡田本家が作人一人一人の納有を直接把握していたが、文久三年以降は、支配人が小作地・小作人を一括して管理し、作徳米を納入する方式に変化した。⁽²⁶⁾

文久三～元治元年の間にこの変化があつたわけであるが、元治元年以降、大井村小作地の高は約百石となり、以降明治期に入るまで、ここを最大値として高は変化しない（表2）。この時期には土地が固定化したため、管理の上でも安定して、岡田家を離れてより「支配人」の間接管理の性格が強まつたのではないかと考えられる。ただし、全体としては、「小作人」から「支配人」へと小作地の管理が任されることにより、より岡田家の直接支配の方向性が強まつたことには違いないであろう。

四 大井村小作地の変遷について

大井村小作地が、「寅之助田地」を引き継いだ形で形成されたの

は、これまでに述べたとおりである。弘化三年（一八四六）「伯太領大井村寅之祐所持田地高反別仕分帳」⁽²⁷⁾と、嘉永三年（一八五〇）、嘉永五年（一八五二）、嘉永七年（一八五四）を比較したものが【表4】である。なお、この表は【表2】の数字と必ずしも一致せず、その原因が不明であるので、参考までに見ていただきたい。

【表4】では「寅之助田地」は弘化三年の段階から、甚八、仁兵衛、与市兵衛ほか地主らに下げ渡された嘉永三年時点で、石高五・三七七六石、宛口高一一・八七七七石減らしている。嘉永五年にはさらに石高一七・九四五二石、宛口高一六・三三三三石減となる。この田地整理は、「誓願寺入」分以外は、徳米が少ない土地を中心に行われている。その傾向は、特に嘉永二年から五年にかけてみられるが、岡田家の小作地となるに際して、岡田家により大きな利潤がもたらされるよう意図して、作徳のすくない筆を切り捨てたものと考えられる。なお、嘉永五年～七年にかけての増減はほとんど無い。

次に「寅之助田地」が譲り渡された安政元年以降では、文久元年まで、一貫して石高が増加する傾向にある。【表5】は、横に筆番合が同じ田地が並ぶよう作成した表であるが、これを見ると明治二年「川南荒地反別書上下調帳」⁽²⁸⁾の段階で、嘉永五～七年に比べ、岡田家小作地に多くの川南地が加わっていることが分かる。これは安政二、安政三、安政六、万延元、文久元年に、惣兵衛、与市兵衛、市兵衛、勘四郎、平七、作兵衛、太右衛門が、岡田家に土地を譲り渡したことによる。このなかの太右衛門以外は、皆岡田家小作人であり、土地はほとんど川南のものであつた。一方で、明治二年までは、一筆をのぞいて、土地を手放しておらず、所持田地を入れ替えることなく、土地を集積したことが分かる。

文久元年以降、慶応末年までは、ほとんど変化はない。しかし、慶応四年の新大和川の洪水により、川南地に甚大な被害を被つた。永野与左衛門所持の「御田地控帳」⁽²⁹⁾には、その状況に付き次のよ

うにある。

【史料6】

一慶應四戊辰年五月十四日大洪水ニ而……尤当村江水押掛け就而ハ当村堤ハ川南ニ而切込有之候故居村一円之水中ニ相成大底村内ニ而ハ八九尺斗りも水嵩拙宅ニ而ハ六七尺斗りも水嵩ニ而当村領ハ勿論林村領小山村領共不残一手之大海之ごとニ相成誠ニ古今稀成大洪水ニ御座候又候堤普請不残出来立候上同年七月十八日ニ大風雨大洪水ニ而再切込候前同様之居村田面共如大海ニ相成候事同年八月中旬比迄居村居宅不残九ヶ度ノ水入

一右堤切供水故当村川南領屋敷田面共不残流失仕候而其上江大底六七尺より丈斗りも土砂石流込嵩ミ有之候故銘々田地川溝等四角詰相分不申候……

【史料6】が示すように、相次ぐ洪水で、屋敷田畠が流失したことによつて、「勘定帳」⁽³⁰⁾の記載も、一時川北分のみとなつてゐる。川南地に關しては、土地を整理することを余儀なくされている。明治五年「大井村領丁反畝歩分米扣」⁽³¹⁾と比較すると、川南地の二十筆（石高は二二・〇一三石）が減少している。筆自体の記載はなくならないものの、宛口高を減らしている筆もあり、徳米の減少をもたらしている。一方、川北分は嘉永五年と明治五年を比較しても、四筆（石高四・六〇九石、宛口高では九・五石）減らし、一筆（石高にして二・二二七石、宛口高では二・八五石）を増やしている。

「勘定帳」の記載と比較すると、川北の土地整理は明治五年に行われたことが分かる。この再編以降、少なくとも明治十一年ごろまで

大井村小作地は、嘉永三年の藩による下げ渡しの段階と、嘉永五年岡田家が関与するようになつた段階で、合理的な田地經營を目指し整理された。それ以降、元治元年までは一貫して増加傾向にあるが、それ以降は横ばいで慶應四年まで継続する。確かに宛口高は微増していくが、佐々木氏が述べているように、「慶應年間にかけて増大していった」⁽³²⁾とは言い難い。むしろ安政元年元治元年の土地集積にこそ、注目すべきである。

この時期の集積は、川南地に集中しており、川北の田地と比べて、水害を受けやすいなど、収入の安定しない土地であつたことは確かである。その意味では、大井村小作地の拡大は、必ずしも小作經營の安定化にはつながらず、その不安定さが、明治五年までの川南地整理による經營規模の縮小につながつた。

しかし、より詳細に見ると、【表5】では、嘉永五年から明治二年の間に新たに集積された筆については、明治五年も継続して所有されている。むしろ整理されたのは、嘉永五年段階から所有している筆である。このことを考慮すると、安政元年元治元年の土地集積の要因や、それが岡田家の經營にもたらした意味については、慎重に検討されなければならないであろう。

五 岡田家の大井村村政への関わりについて

——「おわりに」に代えて——

以上、本稿では岡田家と大井村小作地、あるいは大井村との関係を検討し、研究の前提となる基礎的事項を明らかにした。

岡田家と大井村・その村民、さらには伯太藩との貸借関係を前提として、嘉永五七年にかけて、大井村の相当な面積の土地が、岡

は、そのまま継続したと思われる。

田家の小作地となつた。嘉永五年段階では、質入れの形態をとり、以前からの地主たちが、岡田家の小作地支配の管理をおこなつていた。さらに嘉永七年、大井村小作地は岡田家に譲り渡され、管理人も小作人へと変わつた。

これにともなつて、岡田家の直接的な支配の性格がより強まつた。また、嘉永五年、嘉永七年には、作徳の少ない土地が段階的に整理されていて、より合理的な支配が目指されたことが伺える。

支配人の管理下に入った大井村小作地では、元治元年まで、川南地を中心に土地の集積が進む。しかし、元治元年から慶応年間までは土地の増減は無く、そのためか、この期間になると、安政(文久)年に比べ、支配人の裁量が大きくなつてゐる。

このように、大井村での地主経営を展開していた、岡田家であつたが、最後に大井村の村政との関わりについて、若干検討を加えた。次の史料は、安政三年(一八五六年)の村方騒動の願書⁽³³⁾である。

村中人氣相立 昼夜高持相寄 既ニ 御上様之御苦勞三可相成
場所之處 時節柄恐入私共惣高持中へ段々利解為申聞 其上一
札差入人氣取抑へ置候而^①寅卯兩年之勘定ハ立会申分無之 明
白勘定ニ御座候処 前年丑年迄不勘定之響ヲ以 岡村伊左衛門
沢田村林村夫々出作^タ今ニ卯之御皆済銀等も相掛け不申候ニ付
大ニ心配仕 後々如何仕出し候事哉公難之程奉恐入候ニ付 乍
恐急^ト言上左之通奉申上候

：（中略）：

一^②去丑年四月河筋村^ト御講銀被為 下置候処 大井村分割銀式
貫六拾目御下ヶ之処 寅十二月ニ至足掛リ式ヶ年越ニ相成候へ
とも村借用之銀主岡村伊左衛門方へ返銀も無之候ニ付 度々仁
左衛門方へ催促ニ参り仕候へとも 一円取敢不申候ニ付 村中
人氣相立候ニ付 色^ト等掛け合仕候ハ、御下ヶ銀之内壹貫七
百目出銀いたし 跡渡し不足之處何角と申相渡し不申 猶又夫
迄式拾ヶ月も延引仕 右銀主へハ高持^タ年々利弁仕有之候ニ付
延月之利足之処仁左衛門^タ出銀も有之筈之処 御下ヶ銀之内チ
も不足仕候儀ハ如何之心得ニ御座候哉不分明ニ奉存候

：（中略）：

右ヶ条之通子年分も何角と申候へ共此儀ハ相分不申 ^③丑年分慥
二右間違銀仁左衛門方ニ有之候ニハ出作^タ立替之儀右仕合ニ付
去ル寅年居村高持始末 其後高持出作等荷擔仕候ハ、小入用掛リ
ハ勿論御上納ニも差支ニ相成候様奉察候 猶又彼是申掛け候而ハ
御上様ニも恐入 附而ハ諸雜費入用之儀も歎^ケ敷奉存候間何卒く
格別之御憐愍出作居村者共相静リ 猶亦其上五ヶ年之間嚴敷儉
約相立候様乍恐奉御願上候 御聞済被為 成下候ハ、廣太之御慈
悲有仕合奉存候以上

安政三年
辰正月廿二日

一近年村中之百姓弥増之困窮ニ付御上様之御用等も相勤兼 每々
格別之御憐愍ヲ以御用捨御救御拝借等迄被為下置難有仕合奉存
候罷在候 然ル處去ル寅十二月村方小入用掛リ夥敷御座候ニ付

【史料7】は、百姓惣代である儀左衛門、甚八、（武田）太右衛門、甚左衛門の四名が、庄屋の児玉和三郎と年寄仁左衛門を伯太藩に訴え出たものである。これが安政三年一月二十二日のことだつたが、二月六日、役所より取曇人（真鍋甚兵衛と樋口重五郎の二名）のち浅野吉左衛門、麻野和左衛門も加わる）の申し渡しがあり、調べに及んだところ、訴えの通り、仁左衛門に年貢米の割り増しと、各種返済銀の着服があつたことなどが発覚した。また、前述【史料4】にみたとおり、庄屋児玉和三郎が村役人の立ち会いを経ない「不筋之印形」を用いていたことも明らかとなつた。これをうけて三月六日、仁左衛門は、惣代四人、年寄太平次・与左衛門へ、着服銀の一部（二貫三九目八分五厘のうちの一貫目）を返済し、さらに「下席被仰付」とされた、というのが騒動の内容である。

この騒動に、「出作人」として、あるいは村借用銀主としての岡村伊左衛門が、少なからず関与していたことが、史料中の傍線部から明らかである。まず、傍線部①③では、嘉永六年（一八五三）の村方小入用に関して、岡村伊左衛門ほか出作の者が、不勘定の事態を憂慮している。この村方騒動は「村中人氣相立」状況がきっかけとなつて訴え出られたものとあるが、村財政の問題が、「出作人」（＝入作人）が存在することによつて改めて意識され、正常化・公正化が早急に望まれていることが伺える。中でも伊左衛門は特に名指しで記されており、「出作人」の中でも最も影響力の強い存在であつたと考えられる。

次に、嘉永六年（一八五三）下された「御講銀」について、返済が滞っているという問題である。下線部②では、岡田伊左衛門から大井村に銀二貫六十目が貸し出されたが、借用銀の返済を村を代表

して行うはずの仁左衛門が義務を怠り、返銀されていない。催促してようやく出したのは、元銀の内の一貫七百目で、不足分については払おうとしない。高持たちは年々利弁してきたのであるから、二十ヶ月延引の利息銀は仁左衛門が払うべきであるとの主張もしている。

なお、同文書中の「下調勘定書写」には、この詳細について次のようにある。

【史料8】

一銀武貫六拾目 但シ丑年五月御講銀被為下置候

此利五百拾九匁壱分武厘

式口々武貫五百七拾九匁壱分武厘

此内壹々七百匁 寅十二月岡田伊左衛門へ元メ

差引残而八百七拾九匁壱分武厘

此利百三拾七匁壱分武厘

右ハ卯正月々辰正月迄十三ヶ月分利足
差引都合壹貫拾六匁式分四厘

この例や、嘉永二年の肥し代貸付、あるいは伯太藩の江戸表賄金送付において、伊左衛門は出作人であるのみならず、村借・公借の銀主であり、大井村とは経済的に深い関係を保つていた。仁左衛門の不正によつて、大きな被害を被つていた者の一人である。

さらに、この願書で名指で岡田伊左衛門の名が記されているのは、伯太藩と岡田伊左衛門の貸借関係をも、背景としていると考えられる。

前出【史料3】中では、「六ヶ敷隣村之義ニ付」と、他村地主が村の土地を所持することへの憂慮があることが述べられているが、にもかかわらず、一度は嘉永三年に藩の関与で他村から引上げさせた

はずの田地が、再び他村地主の所持となつたこと、しかもその土地が村全体の持高の約一一%をしめる、大規模なものであつたことも、これと同様である。つまり、村と伯太藩との双方に相当量の金銀を融通している、岡田家がその双方にもつ存在感の大きさが伺われるるのである。その意味で、村外の存在でありながら、大井村に深く関わつた伊左衛門が、村政に影響を及ぼしうる存在であつたと考えられる。

そこには、岡田家の融通に関わつて登場する、「大井村支配人市兵衛」の存在の大きさも考慮されるべきである。市兵衛は、村方騒動中の「口上之覚」に、「高持惣代」として連印している。本稿で明らかとなつた、大井村の高持兼岡田家支配人市兵衛の役割は、融通の際の仲立ちと、大井村小作地の管理である。しかも小作地の管理については、元治元以降、岡田本家の差配を離れ、支配人に任される割合が大きくなつてゐる。支配人が、村の中でどのような位置にあつたかについては未詳であり、そのため岡田家が村政にどの程度関与したかも定かではない。だが、少なくとも、岡田家から一定の自立性を保ちながらも、村内においては岡田家の利害を代表するものであつたことは確かであるう。

なお本稿では、佐々木氏が言及した「小前惣代」と賑恤経路、あるいは地主の高利貸的恣意の制約について、再検討するに至らなかつた。本稿の結論としては、岡田家が銀主としてあるいは他村地主として、大井村に及ぼす影響力は大きいであろういうことである。検討した幕末期を通じて、岡田家の「高利貸的恣意」があるとすれば、大井村ではそれはどのような形で表われ、影響力の大きさに対して、どのように制約されたのか、あるいは制約しきれなかつたのか、具体的例をもつて実証されなければならないであろう。また、賑恤経路に関する、「支配人」が岡田本家と村とのそれぞれに持つ

た関係性について、考慮に入れた上で、帳簿上の数字を詳細に検討する必要があろう。

- (1) 佐々木潤之介 「幕末河内の豪農」(『幕末社会の展開』岩波書店、一九九三)

(2) 【表1】参照

- (3) 佐々木前掲注 (1) 論文

- (4) 「岡」 A. Z. 14. 1 ∑ Z. 14. 14

- (5) 「伯太藩」による(『国史大辞典』吉川弘文館)

- (6) 『藤井寺市史 第六卷』藤井寺市、一九八八年

- (7) 以下大井村の概要については、「大井村」(『大阪府の地名II』平凡社、一九八六)をもとに記述した。

- (8) 「大井村 1 村政 六 助郷につき村高等書き上げ」(『藤井寺市史 第六卷』藤井寺市、一九八八年)

- (9) 「藤井寺市の自然環境」(『藤井寺市史 各説編』藤井寺市、二〇〇〇年)

- (10) 「岡」 C. 42. 22. 16. 4 「大井村小前肥シ代銀貸附名前控」。なお、

- これについても返済が滞つてゐる(「岡」 A. 3. 44 「差入申御詫一札」。但し年不詳)

- (11) 「岡」 C. 9. 14. 5。「戌十月十四日」の日付が入つてゐる。

(13)(12) 「岡」 B、 A. 23
437

ここにある伯太藩家中のうち、嘉永六年段階で、山中収八は代

官役、安政二年の段階で、下村察右衛門は用人役、長坂九郎右衛

門は家老職であることが判明している。(「岡」 B、 A. 23
436、同

A. 23
437)

(14) 嘉永六年(「岡」 B、 A. 23
436)、慶応元年(「岡」 B、 A. 23
439)のもの。

「岡」 C、 46
4
8
1

(16)(15)「岡」 C、 46
7
1
〔大井村 1 村政 六助郷につき村高等書き上げ〕(『藤井寺市史 第六巻』藤井寺市、一九八八年)

〔岡〕 C、 46
4
10

〔岡〕 C、 46
7
8

(20)(19)(18)(17) それぞれ「岡」 C、 13
6
1 / 「岡」 C、 13
6
2 / 「岡」 C、

13
6
3

前掲注(17)および(18)

(22)(21) ①②は、「岡」 A、 Z. 14に一括して整理されている。明治六年分

は見あたらないが、明治七年～十一年までは同じ性格のものが

「岡」 C、 46
14
1 / 46
14
5に存在する。

(23) 佐々木前掲注(1)論文

(24) 「岡」 C、 46
7
6に「大井村支配人 嘉平治／同父 市兵衛」と署名がある。

「岡」 C、 28
4

(25) 明治六年以降は、嘉平治から岡田家当主へ差し出された、元治元～明治五年「勘定帳」の系統の帳簿(表題は変化する)が存在する。(表3)中▲また、明治八年～明治十五年は、「下作宛口帳」には、大井村に関する記載無く、「大井村領其他出作之分下作宛口帳」が別帳で存在する。明治八年は名寄形式の記載だが、明治9年以後、入米・入金と内訳の簡略な記載になる。

「岡」 C、 46
4
8
1

「岡」 C、 46
7
2

(29)(28)(27) 「岡」 C、 46
7
1
〔大井村 3 土地 一四 御田地控帳〕(『藤井寺市史 第六巻』藤井寺市、一九八八年)

「岡」 A、 Z. 14

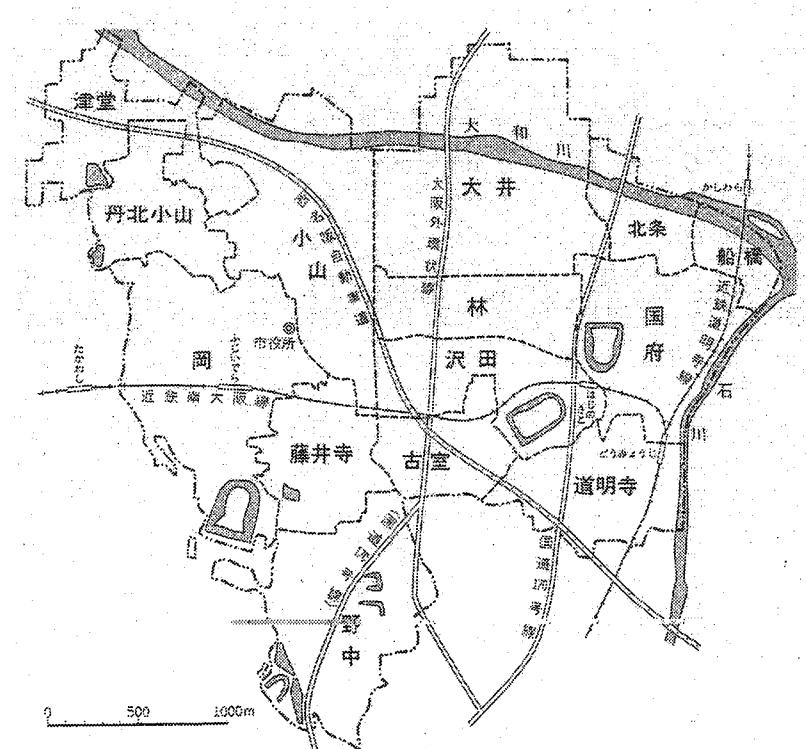
「岡」 C、 46
7
15

〔大井村 1 村政 四村用願書写〕(『藤井寺市史』第六巻)

佐々木前掲注(1)論文

(33)(32)(31)(30) 〔大井村 1 村政 四村用願書写〕(『藤井寺市史』第六巻)

〔大井村 1 村政 四村用願書写〕(『藤井寺市史』第六巻)



【図】藤井寺市大字区分図（『藤井寺市史 各節編』藤井寺市、2000年より転載）

【表1】天保14年9月「河内国志紀郡大井村明細帳」※1

	面積					石高			
上々田	29	町	6	反	4	畝	0	歩	503.870
上田	14		1		5		0		226.400
中田	8		0		5		0		112.700
下田	1		0		0		0		11.000
屋敷	2		8		9		16		43.430
潜き高※2									33.095
合計	55	町	7	反	3	畝	16	歩	930.495

※1 『藤井寺市史』第6巻、「大井村 1村政」

※2 無地高

【表2】大井村小作地石高・宛口高推移

	合計		川北		川南		屋敷	
	石高	宛口	石高	宛口	石高	宛口	石高	宛口
弘化3	79.84	156.18	34.26	72.60	39.23	72.54	4.28	8.74
嘉永3	74.46	144.31						
嘉永5	56.52	127.97	27.97	59.93	26.05	61.29	2.51	6.75
安政元	56.45							
安政2	60.36							
安政3	67.28							
安政4	69.11	163.34						
安政5	69.11	152.86						
安政6	80.39	167.49						
万延元	86.56	176.62						
文久元	97.46	190.80						
文久2	97.46	191.31						
文久3	97.46	190.38						
元治元	97.46	182.25						
慶應元	97.46	191.89						
慶應2	97.46	195.00						
慶應3	97.46	199.57						
明治元	97.46		24.48	38.16	63.05			
明治2	97.46		36.60	67.40	60.86			
明治3			36.59	67.57	60.86			
明治4		148.88		67.40		79.26		2.22
明治5※	63.54	118.79	26.44	52.80	33.44		3.69	
明治6		124.77		53.02		66.86		5.39
明治7※		130.08		53.02		67.66		9.95
明治8		125.76		53.02		66.71		5.83
明治9		125.52		53.02		66.71		5.79
明治10		125.52		53.02		66.71		5.79
明治11		125.52		53.02		66.71		5.79

※屋敷地を除く

※屋敷には流毛分4.933を含む

【表3】「岡田家文書」大井村關係帳簿整理表 ※1

整理No.	表紙	作成年月日		作成者	宛先	備考	※2	形態	目録
		西暦	元号						分類 史料No.
1	伯太領 大井村實之祐田地高反別仕印帳	1846	弘化3年	9月				嘉永三年麻野和左衛門改	堅帳 C 46-4-8-1
2	御下田地反勘分米帳	1850	嘉永3年	2月16日	御田地 松官甚八			「此内勘四郎譲り高引」とある	堅帳 C 46-4-10
3	伯太領大井村之内 實之助所持田地高反別仕印帳	1850	嘉永3年年	2月					
4	大井村領 高反別宛口帳	1852	嘉永5年	正月					堅帳 C 46-4-9
5	大井村領小作引請印形帳	1852	嘉永5年		岡村 岡田				堅帳 C 46-7-12
6	大井領田地取調帳	1854	嘉永7年	5月					堅帳 C 46-7-8
7-1	小作年貢帳	1853	嘉永6年	12月	松官甚八		○	横帳	C 13-6-1
7-3	小作宛口帳	1854	嘉永7年	8月	大井村 永野与市兵衛		○	横帳	C 13-6-2
7-2	小作年貢帳	1854	嘉永7年	7月	松尾仁兵衛		○	横帳	C 13-6-3
8	年々御免控帳	1854 ~1866	安政元年 ~慶応2年		岡田 支配人 市兵衛			横帳	C 13-9
9	已年宛口植附扣	1857	安政4年		(岡田市兵衛)	「岡田市兵衛」の印あり。なお目録には「寛政4年」とあるが、安政4年の誤り。		横帳	C 46-4-3
10	(勘定帳)	1858	安政5年			△		横帳	A Z-14-1
11	(勘定帳)	1859	安政6年			△		横帳	A Z-14-2
12	(勘定帳)	1860	万延元年			△		横帳	A Z-14-3
13	(勘定帳)	1861	文久元年			△		横帳	A Z-14-4
14	(勘定帳)	1862~3	文久2年 /文久3年			△		横帳	A Z-14-5
15	子年勘定帳	1864	元治元年		支配人 市兵衛 嘉平治	△		横帳	A Z-14-6
16	丑年勘定帳	1865	慶応元年		支配人 市兵衛 嘉平治	△		横帳	A Z-14-7
17	小作取集帳	1866	慶応2年					横帳	C 29-14
18	寅年勘定帳	1866	慶応2年			△		横帳	A Z-14-8
19	卯年勘定帳	1867	慶応3年			△		横帳	A Z-14-9
20	御年貢諸勘定帳	1868	明治元年		支配人 市兵衛 嘉平治	△		横帳	A Z-14-10
21	川南荒地反別書上下調帳	1869	明治2年	4月		表紙 「大井村扣帳之写」		堅帳	C 46-7-2

22	已年勘定帳	1869	明治2年	支配人 市兵衛 嘉平治	△	横帳 A	Z-14-11
23	南北宛米諸勘定帳	1870	明治3年	支配人 市兵衛 嘉平治	御主人様 △	横帳 A	Z-14-12
24	田地譲證文之事	1871	明治4年 3月	岡田譲り主 岡田伊一郎 右支配人 嘉平治 〃 父 市兵衛	控え △	豎帳 C	46-7-4
25	上 (洪水より荒地出来の居屋敷について)	1871	未(明治4) 9月	支配人 嘉平治 御主人様 △	△	豎帳 C	46-7-6
26	未歳勘定帳	1871	明治4年	支配人 嘉平治 御主人様 △	△	横帳 A	Z-14-13
27	大井村領丁反歎歩 分米印	1872	明治5年 8月吉日	支配人 嘉平治 御主人様 △	△	豎帳 C	46-7-15
28	大井村領田地代金書出帳	1872	明治5年 9月	大井村支配人 嘉平治 岡田伊一郎 「右之通相違無御座候以上 河州丹南郡岡村 岡田伊一郎」	横帳 A	Z-14-14	46-7-3
29	申年勘定帳	1872	明治5年	大井村支配人 嘉平治 岡田御主人様 △	△	豎帳 C	46-7-16
30	南北下見帳	1873	明治6年 10月21日	大井村支配人 嘉平治 岡田御主人様 ▲	△	横帳 C	46-7-13
31	酉年取集帳	1873	明治6年	大井村支配人 嘉平治 岡田御主人様 △	△	豎帳 C	46-7-17
32	南北下見帳	1874	明治7年 10月19日	大井村支配人 嘉平治 岡田伊一郎 △	△	横帳 C	46-7-9
33	戌年租税勘定帳	1874 ~1875	明治7~8年 12月	大井村支配人 嘉平治 岡田御主人様 △	△	横帳 C	46-14-2
34	毛附帳	1875	明治8年 10月30日	大井村支配人 嘉平治 岡田伊一郎 △	△	横帳 A	Z-9-1
35	大井村領其他出作之分 下作宛米帳	1875	明治8年 10月	岡田伊一郎 △	△	横帳 A	Z-9-2
36	大井村領其他出作之分 下作宛口帳	1876	明治9年 10月	岡田伊一郎 △	△	横帳 C	46-14-1
37	明治九子年	1876	明治9年	大井村支配人 岡田嘉平治 △ 「明治十一年十月廿五日改」	△	横帳 C	46-14-3-2
38	明治十老年庚年	1887	明治10年	△	△	横帳 C	46-14-3-2
39	明治十老年庚年	1878	明治11年	△	△	横帳 C	46-14-4
40	大井村領其他出作之分 下作宛口帳	1879	明治12年 10月	岡田壽一郎 △	△	横帳 A	Z-9-3
41	大井村領其他出作之分 下作宛口帳	1882	明治15年 10月	岡田壽一郎 △	△	横帳 A	Z-9-4
42	歳内入用帳	1885	明治18年 5月	大井村支配人 嘉平治 岡田御主人様 △	△	横帳 C	46-14-10
(年不詳)	伯太領河州大井村之内 高反別宛口作人調帳		(嘉永7年以前)			豎帳 C	46-4-7
(年不詳)	おほき					横帳 C	46-4-2
(年不詳)	西十二月宛口改帳					横帳 C	46-4-5

※1 各年作成の「下作宛口帳」は表に含めなかった。
 ※2 印が付いているものは、同系統の帳簿であることを表わす。

【表4】大井村「寅之助田地」変遷(弘化3年～嘉永7年)

筆番号	字	等級	反	畝	分	高	宛口	弘化3	嘉永3	嘉永5	嘉永7	※
62ノ内	下中之坪	上田		6	0	0.9525	1.8500	○	○	○	○	
73	上中之坪	上々田		6	24	1.1560	1.7000	○	○	○	○	
76	上中之坪北端	上々田		6	25	1.1620	2.0000	○	○	○	○	
87	北唐井田	上田		6	12	1.0240	3.0000	○	○	○	○	
91	おど路	上田		7	0	1.1200	5.7000	○	○	○	○	
92	おど路	上田		4	0	0.6400	4.0000	○	○	○	○	
93	おど路	上田		2	0	0.3200	3.5000	○	○	○	○	
94	おどろ羽織	上田		2	0	0.3200	1.6500	○	○	○	○	
96	おどろ羽織	上田		6	0	0.9600	1.6500	○	○	○	○	
106	十七丁	上田		8	10	1.3340	2.8900	○	○	○	○	
128ノ内	南口西之端	上々田		3	0	0.5100	0.7000	○	○	○	○	
162	五反田	上田		5	26	0.9400	1.8000	○	○	○	○	
186ノ内	松ヶ本	上々田		3	26	0.6575	1.5500	○	○	○	○	
189	松ヶ本	上々田		4	20	0.7930	1.3000	○	○	○	○	
197	松ヶ本	上々田		4	21	0.7990	2.2500	○	○	○	○	
222	上溝尻	中田	1	2	18	1.7650	2.8000	○	○	○	○	
223	上溝尻北端	中田		6	20	0.9350	2.8000	○	○	○	○	
225	上溝尻堤根	中田		1	13	0.2040	1.8000	○	○	○	○	
259ノ内	堂ノ後			1	2	0.1813	0.2000	○	○			
301ノ内	遍ら田	上々田		6	12	1.0910	2.8000	○	○	○	○	
323	瀬ヶ井垣外堤根	上々田		1	24	0.3060	1.6000	○	○	○	○	
326	植木屋下堤根	上々田		4	20	0.7940	1.7500	○	○	○	○	
327	植木屋下堤根	上々			6	0.0340	0.8000	○				
328ノ内	植木屋下川端南之方	上々田	1	2	15	2.1250	2.7500	○	○	○		
367	宮ノ後川端	上々		7	10	1.2470	-----	○	○			
368	宮ノ後川端	上々		6	12	1.0880	-----	○	○			
370	宮ノ後川端	上々		3	4	0.5330	-----	○	○			
371	宮ノ後川端	上々		6	0	1.0200	-----	○	○			
372	宮ノ後川端	上々田		9	12	1.5980	2.0000	○	○	○	○	
374	宮ノ後	上々	1	1	2?	2.0290	2.0500	○				
385ノ内	遍ら田	上々	1	2	22	2.1365	2.0000	○	○			
413	若子塚	上々田		7	14	1.2750	1.6500	○	○	○	○	
424ノ内	竹ノ後南方	上田		6	16	1.1110	1.0000	○	○			
424ノ内	竹ノ後	上々	1	7	0	1.7390	1.8000	○	○			
431	行衛田東端	上田	1	0	10	1.6800	3.1000	○	○	○	○	
436ノ内	行衛田東端	上	1	0	24	1.7295	1.9000	○	○			
439	行衛田東端	上		9	27	1.5840	1.5000	○	○			
440	行衛田東端	上田		9	27	1.5840	2.7000	○	○	○	○	
463	糟尾	上々田		6	4	1.0430	-----	○	○	○	○	
464	糟尾	上々田		6	4	1.0430	-----	○	○	○	○	
465	糟尾	上々田			10	0.0570	-----	○	○	○	○	
481	荒堀	上々田		7	10	1.2470	1.7700	○	○	○	○	

筆番号	字	等級	反	畝	分	高	宛口	弘化3	嘉永3	嘉永5	嘉永7	※
483	荒堀	上々田		8	24	1.4960	3.5400	○	○	○	○	
487	荒堀	上々田		6	12	1.0880	1.7000	○	○	○	○	
488	荒堀	上々田		6	12	1.0880	1.7000	○	○	○	○	
513	堀黒（力）	上	1	2	8	2.0860	3.8000	○	※此分誓願寺入			
517ノ内	堀黒	上々田		2	0	0.3400	----	○	○	○	○	
518	堀黒	上々田		6	4	1.0430	----	○	○	○	○	
519	堀黒	上々田	1	2	8	2.0860	----	○	○	○	○	
531	市之坪	上々		6	4	1.0430	2.2500	○	※此分誓願寺入			
532	市之坪	上々		7	20	1.3030	2.2500	○	※此分誓願寺入			
554	北内山	上々田		9	6	1.5640	2.5000	○	○	○	○	
587	藏地田	上々		3	20	0.6230	2.3000	○	※此分誓願寺入			
618	くりう北端	中田	1	1	20	1.6340	2.6000	○	○	○	○	
621	くりう北端	中田		1	20	0.2300	1.7500	○	○	○	○	
651	下流	上々	1	1	10	1.9270	4.0000	○	○	○	○	
652	下流	上々田		6	22	1.1440	3.9000	○	○	○	○	
658ノ内	上流樋尻橋屋阳東ノ方	上々田	1	1	25	2.0090	3.7000	○	○	○	○	
658ノ内	上流	上々田		3	21	0.6300	1.9700	○	○	○	○	
659	上流	上々		6	0	1.1790	1.9700	○				
660	上流	上々田		6	28	1.1790	1.9500	○	○	○	○	
661	上流	上々田		8	20	1.4730	3.5000	○	○	○	○	
662	上流	上々田		6	28	1.1790	2.2500	○	○	○	○	
676	式ノ庄	上々田		7	6	1.2250	----	○		○	○	
677	式ノ庄	上々田		7	3	1.2080	----	○	○	○	○	
682	上流堤根角地	上々			8	0.0460	0.1000	○	○			
686ノ内-687	西流		1	1	29	2.0350	4.5000	○	○	○		
?	宮之後南はし	上々	1	2	15	2.1250	2.7500				○	
	辰巳屋敷			1	18	0.2400	1.2770	○	○		○	
	辰巳屋敷				16	0.0800	0.5250	○	○	○	○	
	居屋敷三棹之内			4	23	0.7150	----	○	○	○	○	
	居屋敷三棹之内			3	14	0.5200	----	○	○	○	○	
	居屋敷三棹之内				9	0.0450	----	○	○	○	○	
	唐人屋敷并借屋敷				29	0.1450	0.1900	○	○			
	借屋敷			6	20	0.8400	----	○	○			
	借屋敷				20	0.1000	----	○	○			
	明屋敷			2	1	0.3050	1.1000	○	○	○	○	
	明屋敷			4	0	0.6000	1.9000	○	○	○	○	
	(やしき)			4	26	0.6900	0.7000	○	○			

※それぞれ、弘化3年「伯太領大井村寅之助所持田地高反別仕訳帳」（「岡」C、46-4-8-1）／嘉永3年「御下田地反畝分米帳」（「岡」C、46-4-10）／嘉永5年「大井領高反別宛口帳」（「岡」C、46-7-12）／嘉永7年「大井領田畠取調帳」（「岡」C、46-7-8）による

※筆番号は安政5年「南領越領地並写帳」（「大井村 3 土地 一二 南領越領地並帳写」『藤井寺市史』第6巻、2000年）のものと一致する。

※反畝歩、石高、宛口高は微変動しているものも、筆番号・字等から同一の土地と数えたものがある。

【表5】大井村小作地変遷(嘉永5~明治2~明治5)※

反別合		26.0450	61.2900		
川北				川北	
481	李荒掘	上々田	7	10	1.2470
483	宇荒掘	上々田	8	24	1.4950
487	字荒掘	上々田	6	12	1.0880
488	字荒掘	上々田	6	12	1.0880
463	粕尾	上々田	6	4	1.0430
464	粕尾	上々田	6	4	1.0430
465	粕尾	上々田	10	0.0570	5.9000
468-469					
517	堀黒	上々田	2	0	0.3400
518	堀黒	上々田	6	4	1.0430
519	堀黒	上々田	1	2	8
517-519					
554	北内山	上々田	9	6	1.5640
618	くりう北端	中田	1	1	2.6000
621	くらう北端	中田	1	20	0.2800
651	下流	上々田	1	10	1.9270
652	下流	上々田	6	22	1.1440
658	上流(西之瀬川)河口	上々田	1	1	2.0090
658	上流	上々田	3	21	0.6300
660	上流	上々田	6	28	1.1790
661	上流	上々田	8	20	1.4730
662	上流	上々田	6	28	1.1790
676	式ノ庄	上々田	7	6	1.2250
677	式ノ庄	上々田	7	3	1.2080
676-677					
686-687	西流		1	1	2.0350
反別合		27.9680	59.9300	合	15 2 3 26.4390
屋敷				屋敷	
				辰巳屋敷	16 0.0800
				中屋敷	4 23 0.7150
				中屋敷	3 14 0.5200
				三口	9 0.0450
				三口	2 1 0.3950
				1.1000	4 0.6000
				1.9000	4 0.6000
				北口屋敷	4 0 0.6000
				西屋敷	2 20 0.3600
				辰巳屋敷	1 18 0.2400
				辰巳屋敷	2 15 0.9450
				辰巳屋敷(作兵衛川)	2 3 0.4950
反別合		2.5050	6.1520	合屋敷	2 2 7 3.7060
惣合		56.5180	127.972	惣反別	38 5 25 63.5399

*嘉永5年「大井村高反別院口帳」(「岡」C、46-7-12) / 明治2年「江南荒地反別書上下調帳」(「岡」C、46-7-2) / 明治5年「大井村領丁反畝歩分米扣」(「岡」C、46-7-15)